

# ＼ 令和6年10月から / 児童手当制度 が変わります

支給対象が  
高校生年代  
まで拡大

所得制限  
の撤廃

手当の支給が  
年6回

4月・6月・8月・  
10月・12月・2月

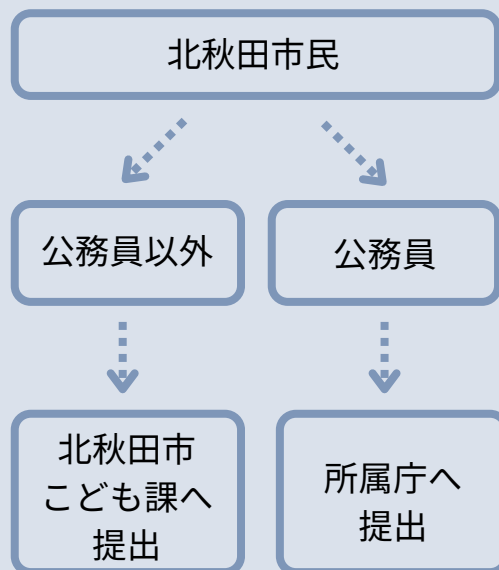
第3子以降の  
児童への  
支給額が増額\*

第3子  
以降の児童の  
カウント対象が  
22歳年度末の子  
まで拡大\*

※対象となるには条件があります。

一部の方は申請手続きが必要です。  
詳細は本チラシの裏面と北秋田市  
ホームページをご覧ください。

【申請書の提出先】



北秋田市 児童手当



北秋田市以外に住民登録をされている受給者（父母等）の方は  
登録市町村へお問合せください。